破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第８３１号

宮城県名取市植松３丁目７―39―202、住民票上の住所宮城県名取市植松２丁目３番17号
債務者　佐伯　芳一

1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　太良
4　破産債権の届出期間　平成29年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４８２号

岡山県備前市三石2791番地　深谷荘
債務者　安東健太郎

1　決定年月日時　平成29年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　箱守　英史
4　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３１号

徳島県徳島市城南町３丁目３番35号
債務者　賀川　昌幸

1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上地大三郎
4　破産債権の届出期間　平成29年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６６号

茨城県鹿嶋市大字清水262番地４
債務者　小原水産こと　小原　孝夫

1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　　崇
4　破産債権の届出期間　平成30年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第６７号

茨城県鹿嶋市大字清水262番地４
債務者　小原　静子

1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　　崇
4　破産債権の届出期間　平成30年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第５８２号

神奈川県中郡大磯町東小磯364番地２　チャンティック東小磯102号
債務者　髙村　絢子（旧姓玉造）

1　決定年月日時　平成29年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城田　孝子
4　破産債権の届出期間　平成30年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６０号

青森県八戸市小中野１丁目１番14号、住民票上の住所青森県八戸市青葉３丁目７番13号
石岡住宅３号
債務者　大下　廣司

1　決定年月日時　平成29年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下川原利也
4　破産債権の届出期間　平成29年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号

岩手県奥州市水沢区真城字塚47―９、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区東上野町６番５号
債務者　伊藤　陽丈

1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　博基
4　破産債権の届出期間　平成29年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６３１号

神奈川県秦野市南が丘２丁目２番地15―104
債務者　大石　貴史

1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　朋英
4　破産債権の届出期間　平成30年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６３４号

神奈川県伊勢原市桜台５丁目12番２号　ＲＩＶＥＲ矢羽根103号
債務者　ぱん屋りく太郎こと　佐野　　剛

1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和慶
4　破産債権の届出期間　平成30年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６３５号

神奈川県伊勢原市桜台５丁目12番２号　ＲＩＶＥＲ矢羽根103号
債務者　佐野　千鶴

1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和慶
4　破産債権の届出期間　平成30年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６１号

岩手県奥州市水沢区真城字東鶴巻７番地12
債務者　猫塚　定之

1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小平　竜太
4　破産債権の届出期間　平成30年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第４３０号

埼玉県春日部市谷原２丁目７番地２　フォレスト春日部102、旧住所埼玉県春日部市谷原２丁目７番地２　フォレスト春日部311
債務者　大徳　良子

1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永　知樹
4　破産債権の届出期間　平成30年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２２号

千葉県南房総市安馬谷3153番地
債務者　川名まさ子

1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　佳弘
4　破産債権の届出期間　平成29年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
千葉地方裁判所館山支部